

諮 問 資 料

≪ 市川市総合計画の策定について ≫

○市川市総合計画について（現状）

総合計画は、社会経済情勢の変化や人口の見通し、市民意識などを踏まえた長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の将来目標となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



(1) 基本構想（概ね 25 年）

基本構想は、計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像等を定めたものです。平成 13 年度から令和 7 年度（概ね 25 年間）を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」をまちづくりの基本理念におき、目指すべき将来都市像として、『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を掲げています。

(2) 基本計画（第三次基本計画・3 年）

基本計画は、基本構想に定められた将来都市像を実現するための市の施策を定めたものです。令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を計画期間として策定した第三次基本計画は、まちづくりの目標を『具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり』とし、本市を取り巻く様々な課題に対する実効性・即効性のある施策を定めています。

(3) 実施計画（3 年）

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めたものです。第三次基本計画と同じ令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を計画期間として策定した実施計画は、本市の重点課題などを踏まえた事業を定めています。